

生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業（概要） （令和6年度社会福祉推進事業）

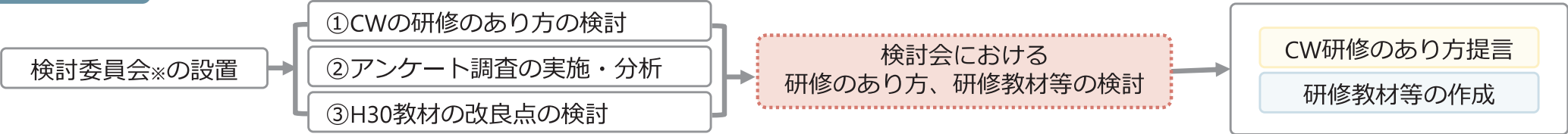
背景・目的

- 「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」※1において、
 - ・多様で複雑な課題を抱える被保護者の支援に対応するため、ケースワーカー等の専門性を高める必要があること
 - ・国が研修素材を継続的に提供するなどにより研修等の効果的・効率的な実施を図る必要があることについて指摘されている。
- 平成30年度に新任ケースワーカー向け研修教材※2を作成しているが、法改正や社会情勢の変化も踏まえた改良が必要。
- **上記を踏まえ、自治体が研修を実施するための標準的な研修教材を作成する**ことを目的として実施。

※1社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（R4.12）
※2平成30年度社会福祉推進事業「生活保護ケースワーカー等の研修のあり方に関する調査研究事業」

事業内容

事務局：一般財団法人日本総合研究所



※学識者及び自治体職員（都道府県・指定都市・一般市）で構成。計4回開催。

事業成果

成果物は自治体に広く配布し、ケースワーカー向けの福祉事務所の所内研修や、都道府県・指定都市本庁の研修において積極的な活用を促していく。

自治体で活用可能な標準的な「研修教材」

- ・福祉事務所や都道府県・指定都市本庁において実施する研修に活用可能な標準的な研修教材の作成・見直し

講師向けの「研修教材活用BOOK」

- ・研修教材の活用促進や効果的な研修を実施できるよう、講師担当者向けに解説のポイントなどをまとめた「研修教材活用BOOK」を作成

検討委員 ※50音順，敬称略

岡部 卓 (委員長)	新潟医療福祉大学 心理・福祉学部 社会福祉学科 教授 東京都立大学 名誉教授
新保 美香	明治学院大学社会学部 社会福祉学科 教授
中村 健	新潟大学 医歯学総合研究科 口腔生命福祉学専攻 口腔生命福祉学 准教授
岩村 啓史	小田原市 福祉健康部 生活援護課 生活援護係 係長・査察指導員
藏本 弥生	福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護指導係 課長補佐兼保護指導係長
左川 倫乙	国立市 健康福祉部 生活福祉担当課長
柴井 康	札幌市豊平区 保健福祉部 保護一課 保護一係長・査察指導員

オブザーバー：厚生労働省社会・援護局 保護課、総務課、保護課 自立推進・指導監査室
地域福祉課 生活困窮者自立支援室

生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ

- ・ ケースワーカー（cw）が業務を行う前提として、**生活保護制度の意義・目的やcwとしての心構えを理解することが必須**。
- ・ この前提のもと「生活保護制度の実務に関する知識」と「相談援助・支援に関する知識・技術」の**双方を備える必要**がある。

前提

○生活保護制度の意義・目的

- ・ 国家責任による生存権保障
→生活保護の4つの原理
- ・ 最低生活保障と自立助長

○CWとしての心構え

- ・ 要保護者の状態・立場や心情の理解
- ・ 住民の当たり前の暮らしの保障
- ・ 尊厳の確保
- ・ 組織的な対応

○生活保護制度の実務に関する知識

・生活保護制度の実務に関する知識

（例）生活保護の決定・実施、自立支援、生活保護手帳の理解、ケース記録の記載 等

・他法他施策の知識

（例）生活困窮者自立支援制度、児童福祉、母子・父子・寡婦福祉、高齢者福祉、障害者保健福祉、年金制度、住宅施策、就学支援制度、就労支援・雇用保険制度、公費医療制度、依存症施策、消費者保護・債務整理、成年後見制度・日常生活自立支援事業、更生保護 等

・関係機関等地域の社会資源

（例）生活困窮者自立支援機関、社会福祉協議会、児童相談所、学校、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、学校、年金事務所、ハローワーク、法テラス 等

○相談援助・支援に関する知識・技術

・相談援助・支援の基本（CWの役割）

→受給者本人・世帯への直接的な働きかけと環境への働きかけ

・相談援助・支援の方法

（例）初回面談、アセスメント、保護開始後の面談、援助方針の策定・評価・見直し、関係機関との連携 等

・対象者の適切な理解に基づく支援

（例）高齢者（認知症やMCIのある方、身寄りのない方含む）、障害者（身体・知的・精神障害、その他）、子どものいる世帯（虐待、不登校、ヤングケアラー、学習支援等）、住居が不安定な状態にある方（ホームレスを含む）、矯正施設退所者、金銭管理や債務整理・家計改善支援が必要な状態にある方、ひきこもり状態にある方（8050世帯含む）、依存症のある方（アルコール、薬物、ギャンブル等）、健康管理支援が必要な状態にある方（未受診、生活習慣病 等） 等

○人材や組織のマネジメント

- ・ 組織的な運営（課長、SV、CW）
- ・ リスクマネジメント

- ・ CWに対するスーパービジョン
- ・ 働きやすい職場づくり（メンタルケアを含む）

ケースワーカーに対する研修カリキュラム・研修教材について

- 研修教材は「生活保護業務を適切に実施するために求められる知識・ノウハウ」を踏まえて作成。
- このうち、「**No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え**」及び「**No.2-1 生活保護の基本的な実務**」については、**受講必須のものとして位置づけ**。
- その他の教材については、H30年度の教材をベースに、近年の施策の動向等を踏まえ更新。

大テーマ	中テーマ	作成した研修教材	(参考) H30年度に作成した研修教材
★前提	生活保護制度の意義・目的 CWとしての心構え	1. 業務にあたっての前提 No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え【必須】	No. 1 生活保護制度の意義と支援者の心構え
生活保護制度の実務に関する知識	生活保護制度の実務に関する知識 他法他施策の知識 関係機関等地域の社会資源	2. 生活保護制度の実務 No.2-1 生活保護の基本的な実務【必須】 No.2-2 生活保護手帳の使い方	No. 2 生活保護手帳の使い方 No. 7 ケース記録の書き方 (No. 6 社会資源との連携・協働)
相談援助・支援に関する知識・技術	相談援助・支援の基本(CWの役割) 相談援助・支援の方法 対象者の適切な理解に基づく支援	3. 相談援助・支援に関する知識・技術 No.3-1 生活保護業務における面接相談 No.3-2 訪問調査 No.3-3 アセスメントと援助方針の策定 ※上記は「生活保護の基本的な実務」に含まれる 4. 対象者の適切な理解に基づく支援(テーマ別) No.4-1 認知症のある方への支援 No.4-2 依存症の方への支援 No.4-3 ひきこもり状態にある方への支援 No.4-4 子どものいる世帯への支援 No.4-5① 精神障害のある方への支援 No.4-5② 精神障害のある方への理解を深める	No. 3 生活保護業務における面接相談 No. 4 訪問調査 No. 5 援助方針策定と課題分析(アセスメント) No. 6 社会資源との連携・協働 No. 8 精神疾患を有する方への支援 No. 9 認知症高齢者への支援 No. 10 アルコール依存症の方への支援 No. 11 ひきこもりの方への支援 No. 12 子どものいる世帯への支援
人材や組織のマネジメント	組織的な運営(課長、SV、CW) CWに対するスーパービジョン リスクマネジメント 働きやすい職場づくり(メンタルケアを含む)	5. 働きやすい職場づくり No.5 生活保護におけるリスクマネジメント	No. 13 生活保護におけるリスクマネジメント

（参考）主な研修教材のポイント

No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え【必須】

＜獲得目標：生活保護制度の意義・目的を理解し、ケースワーカーとして仕事に取り組む上での心構えを理解する＞

○生活保護制度の目的と4つの原理

【ワーク①】「貧困のイメージ」及び「生活保護はなぜ必要？」

○「貧困」を理解するための考え方、「貧困」の状態にある人の理解

【ワーク②】「自立についてどう考えるか」

○3つの自立の考え方（日常生活自立・社会生活自立・経済的自立）

○ケースワーカーの位置づけと役割

○業務に携わる上での心構え（生活保護問答集について）

【ワーク③】生活保護制度における過去に生じた事案からの学び

【ワーク④】業務を適切に行うために（架空事例によるワーク）

○組織的対応の重要性

No.2-1 生活保護の基本的な実務【必須】

＜獲得目標：生活保護制度の原理・原則や運用の基本について理解し、その上でケースワーカーに求められる実務を理解する＞

○生活保護制度の概要

生活保護制度の目的 / 原理・原則 / 保護の実施要領等

○CWの役割と実務の全体像

○相談・申請

面接相談 / 他法他施策の活用 / 生活困窮者自立支援制度との連携

○要否の判定・決定

要否判定 / 各種調査 / 資産活用 / 扶養義務 / 最低生活費 等

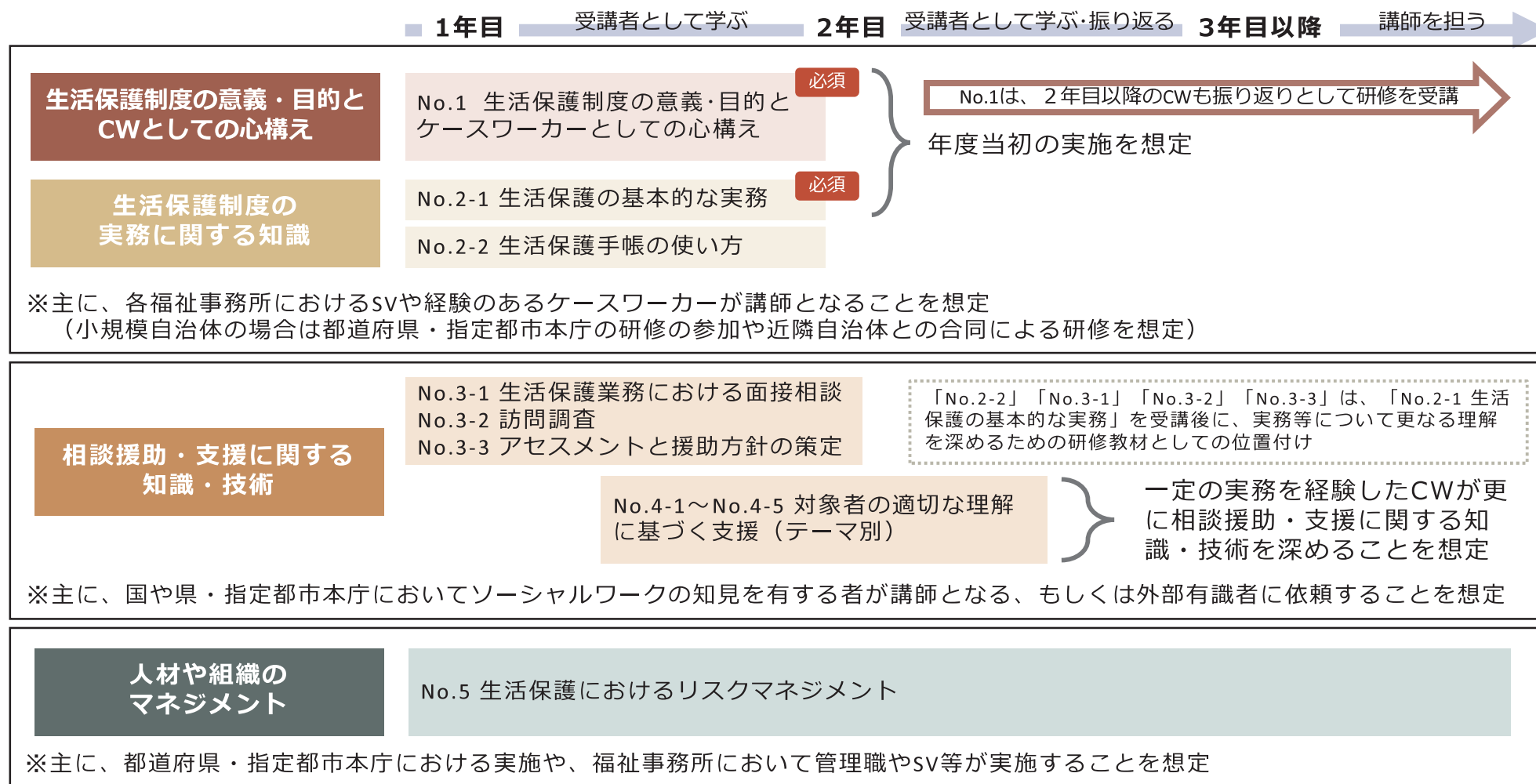
○保護の開始後

援助方針/関係機関との連携/訪問調査と援助方針/収入状況等の把握/ケース記録/返還・徴収/権利と義務/指導・指示

○保護の停止・廃止

研修教材の活用イメージ

- 本研修教材は、CWが生活保護制度の基礎的な理解を深め、日常業務に活かすために学ぶものとして位置づけている。
- 「No.1 生活保護制度の意義・目的とケースワーカーとしての心構え」及び「No.2-1生活保護の基本的な実務」については必要不可欠な考え方・知識を習得するものとして年度当初に学ぶ。その後「No.2-2生活保護手帳の使い方」「No.3-1生活保護業務における面接相談」「No.3-2訪問調査」「No.3-3アセスメントと援助方針の策定」を学び、実務等への理解を深める。一定の実務を経験したのち、「No.4-1～4-5対象者の適切な理解に基づく支援（テーマ別）」を学び、相談援助・支援に関する知識・技術を更に深める流れを想定。
- なお、福祉事務所においても研修を実施できるよう、講師に向けた教材の解説書（研修教材活用BOOK）も配布する。



国・都道府県・指定都市本庁・福祉事務所各主体に期待される研修のあり方（提言）

【基本的な考え】

生活保護制度が最後のセーフティネットとして適切に機能するよう、国、都道府県・指定都市本庁、福祉事務所において、CWの質を確保・向上する必要がある、そのための研修の実施が望まれる。特に、生活保護制度の意義、目的の理解やCWとしての心構えは、生活保護制度の業務の根幹となるものであることから、その理解を深めるための研修については、全てのCWが受講することが望まれる。

また、更に理解を深めるために、実践的で有意義な研修の実施に向け、外部の有識者や専門機関を講師に招き、研修を実施することも望まれる。

福祉事務所に期待されること

- 各福祉事務所においては、所内のCWに対して、本事業で作成した研修教材の活用等により、生活保護制度の意義・目的やCWとしての心構え及び基本的な実務に関する研修を実施することが期待される。あわせて、外部機関等から研修講師を招いての研修や、日頃の業務におけるOJTを通じて、さらに理解を深めていくことが望まれる。
- 他法他施策の活用については、庁内の関係課の協力を得て研修を開催することが考えられる。
- また、小規模な福祉事務所が単独で学ぶことが難しい場合には、近隣の福祉事務所との合同研修や都道府県・指定都市本庁研修の機会を積極的に活用することが考えられる。
- 幹部職員は、所外研修の活用や所内研修の実施ができるよう体制を講じ、他法他施策や対人援助に関する研修の情報を周知するとともに、CWの学びの姿勢を積極的に評価するなど、組織的な人材育成に取り組むことが望まれる。

都道府県・指定都市本庁に期待されること

- 都道府県・指定都市本庁は、管内福祉事務所におけるCWの人材育成の中心的な立場であり、引き続き、管内福祉事務所におけるCWの質の確保・向上のための研修を積極的に実施することが期待される。
- 福祉事務所においては、講師の確保が難しい面があることから、広域的な見地からの研修実施が望まれる。また、管内福祉事務所における研修実施（複数の福祉事務所による合同研修含む）を支援することが望まれる。
- 生活保護業務の特性上、「抱え込み」や「孤立」が生じやすいことを踏まえ、これらを防ぐ観点から、CWやSV等による他の自治体との交流や情報交換の機会確保の必要性にも留意する。

国に期待されること

- 国は、都道府県・指定都市本庁及び福祉事務所における研修実施の必要性や生活保護制度の意義・目的について全国会議等を通じて周知するとともに、研修教材等に関する情報提供を継続的に行う。
- 引き続き、生活保護担当ケースワーカー全国研修会において、生活保護制度の意義・目的の理解や、有識者による対人援助技術を理解するための事例検討を実施することが望まれる。
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の関係機関で相互理解を深められるよう、両制度の連携による研修の企画・実施等の取組を推進することが望まれる。

（参考）ケースワーカー研修の実施状況等に関するアンケート調査

- 全国の福祉事務所及び都道府県・指定都市本庁で行われている研修の状況を把握するとともに、その現状も踏まえ、福祉事務所、本庁、国に期待される研修の内容や必要なカリキュラム、教材を整理・検討することを目的として、福祉事務所及び都道府県・指定都市本庁の生活保護担当部門を対象としたアンケート調査を実施した。

調査の方法及び時期

厚生労働省からの一斉照会システム及びメールを用いて、都道府県・指定都市に「福祉事務所向けアンケート調査票」及び「都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査票」を配布。さらに、「福祉事務所向けアンケート調査票」については、都道府県・指定都市本庁から福祉事務所に配布。回答結果はメールにて回収。

- 配布開始：令和6年11月6日（水）～令和6年11月29日（金）※当初締切日
- リマインド日：令和6年11月27日（水）
- 回収結果：1. 福祉事務所向けアンケート調査回収数：654福祉事務所（回収率：52.6%）
2. 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査回収数：53自治体（回収率：79.1%）

主な調査項目

1. 福祉事務所向けアンケート調査

- I 基本情報
- II CWが受講している研修の種類と受講状況等の把握
- III CWを対象とした所内研修の実施状況
- IV CWを対象とした研修に関するニーズ
- V CWの人材育成（研修以外）の状況について
- VI 既存の研修教材について
- VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

2. 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査

- I 基本情報
- II CWを対象とした研修の実施状況
- III CWを対象とした研修に関するニーズ
- IV SV・課長を対象とした研修の実施状況
- V 管内の福祉事務所に向けた人材育成に関する取組状況（研修以外）
- VI 既存の研修教材について
- VII 今年度作成する研修カリキュラム及び研修教材へのニーズについて

調査結果の概要

1. 福祉事務所向けアンケート調査

(1) 研修の実施状況

- ・ CWを対象とした所内研修は、59.0%の福祉事務所が実施。実施していない理由としては、所内研修を「実施するための時間確保が難しい（57.5%）」「企画するための時間確保が難しい（52.2%）」が挙げられた。
- ・ （所内研修実施自治体の回答）研修テーマは「生活保護制度の意義・目的（87.7%）」や「生活保護の決定・実施に関する実務（82.3%）」が多い。また、「福祉行政職としての心構え」も65.8%の福祉事務所が実施。

(2) 充実させたい研修テーマ

- ・ 更なる充実を希望する研修機会は、「都道府県・指定都市本庁（約7割）」が最も多い。特に「生活保護の決定・実施に関する実務（55.5%）」や「他法他施策の知識（46.0%）」、「相談援助（ソーシャルワーク）の方法（43.4%）」について、質や内容の充実が期待されている。※所内研修の回答も同様の傾向
- ・ 事例検討において、現状取り上げている割合が高い「障害のある方」や「高齢者」、「子どもがいる世帯」、「金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方」は、今後も変わらず充実を希望。他方「ひきこもり状態にある方」や「依存症のある方」は、現状取り上げている割合は低い、今後充実を希望する割合が高い。

2. 都道府県・指定都市本庁向けアンケート調査

(1) 研修の実施状況

- ・ 管内福祉事務所の新任CWを対象とした研修は、92.5%の本庁が実施。
- ・ （新任CW研修実施本庁の回答）「講義」は全ての本庁で実施していたが、約半数が「事例検討」も実施していた。講師は「課内職員」の割合が最も高いが半数程度の本庁では外部有識者に依頼していた。
- ・ （新任CW研修実施本庁の回答）新任CW研修のテーマは「生活保護制度の意義・目的（98.0%）」、「生活保護の決定・実施に関する実務（81.6%）」、「福祉行政職としての心構え（77.6%）」の順に高く、福祉事務所の回答と同様の傾向。

(2) 充実させたい研修テーマ

- ・ 本庁が実施する研修では「生活保護の決定・実施に関する実務（50.9%）」、「他法他施策の知識（45.3%）」が高い。
- ・ 事例検討時に取り上げたい対象者像については「子どもがいる世帯（62.3%）」が最も高く「障害のある方」と「ひきこもり状態にある方」がともに52.8%。「子どもがいる世帯」と「障害のある方」は既に取り上げられているが、今後も充実を希望する本庁が多い。他方「金銭管理や債務整理、家計改善支援が必要な状態にある方」や「ひきこもり状態にある方」、「健康管理支援が必要な状態にある方」は、現在あまり取り上げられていないが、今後充実を希望する割合が高い。